

他会計への短期貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市水道事業会計，函館市公共下水道事業会計および函館市交通事業会計（以下「3事業会計」という。）に属する現金を他会計へ短期貸付けをする場合の手続き等について，必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申込み)

第2条 3事業会計に属する現金の短期貸付けを受けようとする他会計の代表者（以下「代表者」という。）は，当該貸付けを受けようとする日の1週間前までに，次に掲げる書類を企業局長に提出しなければならない。

(1) 短期貸付金借入申込書（様式第1号）

(2) 短期貸付金借入申込調書（様式第2号）

(3) その他企業局長が必要と認める書類

(貸付利率)

第3条 貸付利率は，日本銀行金融機構局が公表している譲渡性預金の年利平均利率または国庫短期証券の利回りのいずれか高い方を利率とする。

(貸付金の限度額等)

第4条 貸付金の限度額は，貸付けを受けようとする他会計の当該年度の予算に定める一時借入金の限度額の範囲内の額とする。

2 貸付金の1件当たりの総額は，1,000万円以上とし，かつ，貸付金の単位は，100万円とする。

(償還期限)

第5条 償還期限は，貸付日から3月以内の期間とする。ただし，やむを得ない事情により引き続き借入金の全部または一部の額について借入れを希望するときは，最初の貸付けを受けた日から1年以内の期間に限り，3月以内の償還期間で，最初の貸付けと同様の手続きを経て借り換えることができる。

2 前項の償還期限は、1 会計年度を超えることはできないものとする。
(貸付けの決定)

第 6 条 企業局長は、代表者から第 2 条の借入れの申込みがあったときは、提出された書類を審査し、速やかに短期貸付金貸付決定通知書(様式第 3 号)または短期貸付金借換決定通知書(様式第 4 号)により代表者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第 7 条 代表者は、前条の短期貸付金貸付決定通知書または短期貸付金借換決定通知書による通知を受けたときは、借入日または借換日までに短期貸付金借用証書(様式第 5 号)を企業局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

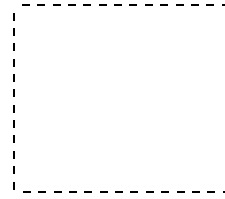
この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

短期貸付金借入申込書

(新規 ・ 借換)



1 借入金額	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>									円
				円						
2 借換えを希望する既借入額等	既借入額 百万円	借入日 償還日	年	月	日					
3 資金の用途	事業 運転資金									
4 利率	年 パーセント									
5 借入希望日	年 月 日									
6 償還予定期限	年 月 日									
7 利息の支払方法および期日	元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払うものとする。									

上記のとおり、資金の借入れをしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

(

事業会計)

団 体 名

代表者職氏名

印

短期貸付金借入申込調書（新規・借換）

1 団体名				9 資金計画 (単位：百万円)									
2 借入希望額 百万円				区 分	前年度決算 (見込)額	本年度予算 (見込)額	借入の前月 までの実績	借入月 ()月	()月	()月	()月	備 考	
3 借入希望日 年 月 日				収 入	① 前年度(前月)からの繰越額	※	※					※印欄の 額は一致 するもの である。	
4 償還予定期限 年 月 日					② 営 業 収 益								
5 資金を必要とする理由					③ 企 業 債								
					④ 出 資 金								
					⑤ 他 会 計 長 期 借 入 金								
					⑥ 補 助 金 ・ 負 担 金								
					⑦ 過 年 度 未 収 金								
					⑧ そ の 他								
				合 計 A									
6 償還財源				支 出	① 営 業 費 用								
7 一時借入金の状況 (月 日現在)					② 建 設 改 良 費								
					③ 支 払 利 息								
					④ 企業債等長期借入返還金								
					⑤ 貯 蔵 品								
					⑥ 過 年 度 未 払 金								
					⑦ そ の 他								
				合 計 B									
				収 支 差 額 A-B									
8 予算上の一借限度額 千円				一 時 借 入 金	借 入 額 C	一般会計等							
						そ の 他							
					返 還 額 D	一般会計等							
						そ の 他							
				計 C-D									
合 計				月末資金残額 A-B+C-D		※							
8 予算上の一借限度額 千円				担当部課(係)名			担当者職氏名			電話			

短期貸付金貸付決定通知書

1 貸付金額	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>						円
					円		
2 資金の用途	事業 運転資金						
3 利率	年 パーセント						
4 貸付日	年 月 日						
5 償還期限	年 月 日						
6 借用証書番号							
7 利息の支払方法および期日	元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払うものとする。						

上記のとおり貸付けをしますので、借入れの手続きをしてください。

年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

函館市公営企業管理者

企業局長

(事業会計)

短期貸付金借換決定通知書

区 分	借 換 前	借 換 後
1 貸付金額	借換前金額 百万円	借換後金額 百万円
2 貸付けまたは借換え年月日	貸付日 年 月 日	借換日 年 月 日
3 資金の用途	事業 運転資金	
4 利 率	年 パーセント	年 パーセント
5 償 還 期 限	年 月 日	年 月 日
6 差引資金貸付額	百万円	
7 差引資金償還額	百万円	

上記のとおり借換えを決定したので、借入れの手続きをしてください。

なお、既貸付額に係る利子は、借換日当日に必ず支払ってください。

年 月 日

団 体 名

代表者職氏名

様

函館市公営企業管理者

企業局長

(事業会計)

短期貸付金借用証書

印

金 額	円
-----	---

上記金額を次の条件および裏面特約条項を承諾のうえ借用しました。

1 資金の用途	事業 運転資金
2 利 率	年 パーセント
3 償 還 期 限	年 月 日
4 利息支払期日	元金償還の日

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

(

事業会計)

団 体 名

代表者職氏名

印

短期貸付けをする企業局長（以下「甲」という。）と借入団体の
代表者（以下「乙」という。）の間に係る特約条項

1 貸付利率

乙は、表面の利率の定めにかかわらず、金融情勢の変動に応じて甲が定める利率に変更があっても、異存ないものとする。

2 繰上償還

① 乙は、この借入金の全部または一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができる。

② 乙は、甲の都合により甲からこの借入金の全部または一部の額について繰上償還を求められても異存がないものとする。

3 利子の支払等

① 利子は、借入の翌日から計算するものとする。

② この借入金の利子の支払期日は、償還期限到来の日（この借入金の全部の額について繰上償還が行われる場合にあっては、当該繰上償還が行われる日）のほかこの借入金の一部の額について繰上償還が行われる場合にあっては、当該一部の額について繰上償還が行われる日とする。

4 借換え

① 乙は、甲の承認を得て、この借入金の全部または一部の額について借換えをすることができるものとする。

② 乙は、借換えをしようとする場合には、当該借換えにより甲から貸付けを受けようとする額について、短期貸付金の借換への申込みの手続きをするものとする。

③ この借入金について借換えが行われる場合には、この借入金の額と当該借換えにより乙が甲から貸付けを受ける短期貸付金の間における対当額は、相殺により決済するものとする。

5 調査および報告

乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、または報告を求められても異存ないものとする。